

令和5年白老町議会議会運営委員会会議録

令和5年5月9日（水曜日）

開 会 午後 2時40分

閉 会 午後 3時43分

○会議に付した事件

協議事項

1. 令和5年白老町議会第1回定例会5月会議について
 2. 議会運営委員の構成について
 3. 議会運営基準の一部改正について
 4. 第5次議会改革の検討
 5. その他
-

○出席委員（6名）

委員長 小西 秀延 君
委員 森 哲也 君
委員 吉谷 一孝 君
委員外議員 佐藤 雄大 君
議長 松田 謙吾 君

副委員長 長谷川 かおり 君
委員 前田 博之 君
委員 及川 保 君
副議長 氏家 裕治 君

○欠席委員（なし）

○職務のため出席した事務局職員

事務局 長 本間 力 君
主 幹 小山内 恵 君

◎開会の宣告

○委員長（小西秀延君） ただいまより、議会運営委員会を開会いたします。

（午後 2時40分）

○委員長（小西秀延君） 本日の協議事項ですが、1、令和5年白老町議会第1回定例会5月会議について、2、議会運営委員の構成について、3、議会運営基準の一部改正について、4、第5次議会改革の検討について、5、その他であります。まず1、令和5年白老町議会第1回定例会5月会議について説明をお願いいたします。

本間事務局長。

○事務局長（本間 力君） 本日議案説明会がございまして、町側の提出議案は確認したとおり6件でございます。議会関係から議会運営委員の選任が1件ございます。（2）定例会5月会議の日程は別紙1になります。今回日程につきましては町側の6件ですけれども、今日説明聞いたとおり、一般会計補正予算の第2号の中に議案第3号の白老町子ども医療費助成条例の一部を改正する条例の関連予算が含まれているということで、（3）先議の取扱いということで、先んじて行う日程となります。従いまして、行政報告の後に（4）議会運営委員会の佐藤雄大議員の選任を入れまして、それから日程第6で議案第1号から順に行うという流れになります。順番前後しましたが（2）の日程でございまして、ただいま申し上げた（3）が先議する議案ということで、議案第3号を議案第1号に先んじて行うということです。（4）は2番目の構成にも絡むので、会派の新たな設置というのは明らかでございますので5月会議に佐藤雄大議員の議会運営委員の選任を入れ、同意をいただきお諮りをして進めたいと思います。

以上が5月会議の日程になります。

○委員長（小西秀延君） 事務局長から説明がありましたとおり、（4）議会運営委員の選任については会派が構成されましたので佐藤雄大議員の議会運営委員の選任が入ります。これだけを先にまずよろしいかどうかで進めて、議会運営委員の構成については会派で検討いただいておりますので、後ほどお諮りしたいと思いますが、この流れでよろしいでしょうか。

〔「よろしいです」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） よろしいということでありますので、このように進めさせていただきます。

2、議会運営委員の構成について。これは各会派で検討していただくということで前回決まっておりますので、会派みらい、及川委員からお願いいたします。

○委員（及川 保君） 会派構成の協議を行いまして、会派制を取っている以上、この任期の間に離合集散もあり得るわけであります。今回は14人の定数のうち欠員が一人、新たに2人会派が1つ増えた。そして6会派になりましたけれども。まあ、現在の運営基準からすると、各会派から1名ずつの割り当てになるわけで、会派みらいとしては協議の結果、公平性の観点からも議会運営基準にのっとって進めるべきものと判断をいたしました。

○委員長（小西秀延君） 運営基準にのっとるとは、どういうことでしょうか。

○委員（及川 保君） 現在の比率のことです。

○委員長（小西秀延君） 会派きずな、前田委員お願いいたします。

○委員（前田博之君） 本来先に行うべきだったと思うのですが、会派みらいからあったように、会派制を取っている以上は当然会派の離合集散、つまり合併、脱会、分裂、所属議員の辞職、死亡、失格等するのは、これはもう当たり前です。これらのことから、会派の増減や会派の構成が増減したとき、会派の議員を都度変更しなければならないということだし、変更してきていますし、対応してきています。そういうことで、町村議会標準会議規則の解説によっても、会派の所属議員の増減にあたっての取扱いについては会派制を取っている場合、運営委員の数は会派所属議員数に応じて配分されるので、会派所属議員数に増減が生じたときは委員数配分を改めるのが原則であるとか表示されていますので、そういうことによって、町議会も運営基準第 10 章第 2 節の第 4 の各会派の議員数の比率によって選出、配分をちゃんと当初から決めますので、よって会派所属議員数に増減が生じたときは、速やかに委員数の比率配分を尊重すべきであります。

○委員長（小西秀延君） 共産党、森委員。

○委員（森 哲也君） 共産党、森です。会派構成の異動が生じての委員数の変更は、今後このような事例というのは多くのことが考えられます。なので、まずこういった場合の条例等を設けることが先であって、今回の場合は残り任期も短いということがありますので、「委員の在任期間が短い場合」という町村議会議長会の解説に当たると考えまして、条例等々の改正は必要ですが、今回の場合については次期でよいという判断です。話し合いの上で、現状のままでよいという話になりました。

○委員長（小西秀延君） 会派いぶきは吉谷委員が本人ですので、委員長であります。私から発言をさせていただきます。いぶきも会派会議を行いまして、諸規定等には委員会構成の目安が示されております。あくまでもこれを目安にということで、これまでの白老町議会の流れを反映いたしますと、途中で規定が変わりまして 7 名以内ということになりましたが、ずっと 7 名で委員構成を行ってきました。この目安に足りない委員会はくじ引きやじゃんけんをして 7 名にそろえるというやり方を慣例としてずっと続けてきております。任期は本会議で議長から指名されるということで、先ほど共産党からも出ましたが任期が短い場合は、そのまま現行でという形でもやってきている流れもございます。そのような流れを反映いたしまして、これまでどおりの考え方で現状遂行、吉谷委員にも残っていただいて 7 名でそろえるのがこれまでの慣例で一番正しいやり方ではないかということで会派の意見として一致しました。

続きまして、公明党、長谷川委員お願いいたします。

○委員（長谷川かおり君） 公明党の長谷川です。公明党も同じように、議長に任期の指名をされているということと、7 名以内という規約の中にも収まっていること、また期間も短いのでこのまま。そして、このようなことはまたあり得るので、しっかりとみんなで話し合って今後規定に盛り込むべきだということになりました。

○委員長（小西秀延君） それでは、会派ひかりもこれから本会議で承認されるということになっておりますのでご意見を賜りたいと思います。佐藤委員外議員お願いいたします。

○委員外議員（佐藤雄大君） 佐藤です。会派に持ち帰りこの規則も調べましたが、やはりこの7名上限という部分と、辞任をする場合には当該議員の辞任の申し出のみという記載があります。よって、それ以外で辞任をさせる規則というのは、この白老町の会議規則にはないと思います。それで任期について、その辞任についての明記がされていませんで、仮にもし辞めるとなった場合は、この規程とか規則を先に変更してからやめることになると思いますので、そういった議論があって、では辞任するのかという部分につながってくると思っております。

○委員長（小西秀延君） ただいま6会派のご意見をいただきました。条例をつくるというご意見もあります。その中で現行というのが4会派、今の目安の比率に従うべきだというのが2会派で一致は見ませんでした。ここでもうちょっと議論を深めたほうがよろしいのかなと思いますが、特にご意見をお持ちの方はいらっしゃいますでしょうか。

前田委員。

○委員（前田博之君） 私は原則論として言っているのであって、その期間が短いとか辞任届云々ではなくて、残りがいいからではなくて、7名以内なのです。そうすると今言ったように辞任はしなくていい、承認されている、任期少ないからいいと言ったら、今3人、4人会派だったかな、から2人になって。会派の要件があるから3人でも。だから残ってもいいのではないか。だから辞任しない限り居られるんだ。そうではなく2人会派の場合、今言ったように、逆に言うと7人からこの2人会派が分かれてお互いに委員外議員になったときに、7名以内だから、あるいはその会派が2人の会派で議会運営委員会にいる人が辞任しないから任期があるから残ってもいいよという論理になりますか。今会派の要件を持っているからそうなるけど。では私と誰かがいて辞めたときに、本当は会派の要件がなくなって議会運営委員でいられなくなったけど、私辞めたら7人から減るから残ります。議会承認を得ていますから残ります。そういうことでもとおりますか、これから。任期があるとかないとかの問題ではないです。ちゃんとこれルールを決めているんですよ、その時々によって解釈を変えるということは、ほかの問題もいっぱい出てきますよ。逆に任期が少ないのだから、このはじめから決まっているルールに従ってやればいいだけの話ではないですか。

もう1点、多数決の問題ではないと思います。もし直すのであれば、ここにちゃんと今言った議論を整理して付記して誰もが納得するような形で。どの時代が変わっても。では改選になって色んな問題が5人の会派があつて分かれて少なくなったときは、改選になって何か月もたっていないから残りいっぱいあるときは、ではルールに従うのですか。本来論理的にしないと。私はだから今言った皆さんの意見がいいというならちゃんとそれを付記して、公にちゃんとこれでいいということをやっていないと、今言った意見出ますよ。そうしたら何回も言いますが2人会派で分かれたけど残れますか。いいのですね。それが言ったように、いつだって任期があるから、少ないからいいとかではなくて、私が言ったように会派というのは常に離合集散するところなのです。それを考えているから、こうやってきているのです。だからそれが任

期少ない。本人が辞任しなければいいんだ。議会で承認されてるからいいんだ。ちゃんと書いてください。2人会派も別れたときは議会運営委員会に居た人は残れるということですね、局長。私は客観的に議論しています。それはどうだったのか、ちゃんとそういうことを残してやっていかないと。議会とは慣例、先例、全部それにのっとってやっていますから。それを崩す。当然改革するから崩れるときはあるけど、今ここにちゃんと書いてあるとおりです。何人かの今言った理由についてはちょっと納得できないです。それであればここに書いて。この運営基準はとおりますか。2人の場合もいいということですね。本人がそう言えば、会派も。

○委員長（小西秀延君） 局長が決めることではないです。

○委員（前田博之君） この解釈の問題を言っているのです。

○委員長（小西秀延君） 本間事務局長。

○事務局長（本間 力君） 今の原則論という捉えでいきますと、前田委員ご指摘のとおりだと思います。一つ加えるのであれば、2人会派がなくなった場合については、第2節の5の①で議員2名以上をもって会派とみなすとありますから、2人会派が別れた場合は会派が成立しませんので、そこでおのずから議会運営委員会自体に入れないということになります。ですけれども、今2人以上の議論ですから、そうなりますと解釈の原則論はあります。それ以上の部分については、事務局としては、原則論は原則論ですという話をさせてもらっていますので、あとは会議規則なりでも定めがないということであれば、運営基準でお話したとおり按分人数の中でどうするかということを経営運営委員会で話し合っただけで決めてもらうしかありません。

○委員長（小西秀延君） 吉谷委員。

○委員（吉谷一孝君） 前田委員のお話で、議長から選任されたから残ってもいいということに残るという判断をしたのではなく、あくまでも議長から指名をいただいて選任されたら任期までは努めることができるという解釈がそのままなので、そこが変わらないうちは、きちっとしたことをしないうちはこのようなことが続くので、だからそこをちゃんと整理した上でやらないといけないというのが私の考えなのです。残りたいから残るということではなくて、あくまでもそのことをきちんと議会運営委員会で議論していかないと、今後そのようなことがあると思うので、そこを整理したほうがよろしいのではないかとということなので、そのところをご理解いただきたいと思います。

○委員長（小西秀延君） 前田委員。

○委員（前田博之君） 分かりました。言い方ちょっと悪かったですけれど、私が言っているのは、任期についても、そういうことがあるから決めているのです。そうしたら、先ほど局長が言ったことは、私は分かって言っています。ただ今4人が3人になって、また会派の要件があるから本来一人だけど2人でいいでしょうと言っているのであって、では今後2人だけの会派になってきたときに、今みたいな議論にならないでしょう。会派の要件なくなったら。会派の要件があるからそう言うのです。そうであれば、そういう問題が来るできるし、何回も言うけど、解散、改選になって会派がたくさんできたときに離合集散する可能性があるんです。そのときその都度決めますかということ。そのためにこうちゃんとあるのだから。そのときその

ときによってちゃんと対応していきましようとは私は言っているわけです。だからどうしてもやるというのだったら、今皆さん言ったことをここにちゃんと、参考に下の欄に米印でもって、こういうことだから議会で承認したよと。こうやりますとやらないと、新たに生じたときどうなるかということなのです。2人だから会派がなくなったけど、今だと任期あるからいるんだって突っ張ったらどうなるかとなってくるのです。7人以内でいなくなったら5人になってしまうから7人以内だから私は残りますという今の論理です。任期があるからいいんだとなったら。吉谷委員の固有名詞は別に議論していますから。あくまでもここに委員構成の会派の一つのちゃんとした原則と目安があって、るる運営しているのです。2人の会派が増えたわけでしょう。そういうことです。

○委員長（小西秀延君） そのために今議論しているのです。14人ですので7人以上に増えることはないのかなと。2人会派、2人会派でいっても。今までも議会運委員会を決めてきております。どうしてもやっぱりここはきちんと決めたほうがいいというならば、時間をかけてこれはもっと規定なり基準なりにうたわないとならないと考えておりますが、今までは議会運営委員会で諮って7人にしようということで、慣例でやってきているという実績がありますので、そこを変えようというお話であれば、そこはきちんとまた整理をしていくという話で進んでいけるのかなと思っております。ほかにもご意見をお持ちの方いらっしゃいましたらどうぞ。

及川委員。

○委員（及川 保君） 今の議論で大よそのことは理解したのですが、要するに運営基準がきちんとあるわけだから、私の会派でも、やはりその運営基準を守らない限り、これ今後もしろんな場面でそういったことが出てくるのではではないかという意見もあったものですから。運営基準どおりに進むというのが、私たちの意見でした。

もう一つ、6会派になったのです。3人会派は一つあるのですけれども、按分でいけば各会派1人という按分になるわけで、6人での構成はだめなのかなと。委員長の話では今までずっと7名でやってきたと。そういうお話があったんですけど、6名ではだめなのかというこの辺りのことをちょっとお聞きします。

○委員長（小西秀延君） 現状がそうでしたので、だめだということではないです。慣例だということが今調べて判明したということでありまして、そこに近づけるために目安でしかないのです。今まではその人数が足りなくても、ではどちらの会派から出しますかということで、7名にそろえたのが慣例だということでございまして、それをきちんと何点何までやっていって、これを目安ではなく決まりとするのか、皆さんで協議しましょうという場がこの場でございますので、その辺をご理解していただければと思います。

及川委員。

○委員（及川 保君） 理解はするのだけど、目安と言いながらやっぱりこう基準として皆さんそれぞれ持っているわけです。やっぱり基準をきちんと守ったほうがいいということが一つ。

あと先ほど6会派だから、6人ではだめなのかと、できないかということ。確かに委員長はだめだと言って、私はなぜだめなのかなという思いが強いのです。先ほど申し上げたように、

公平性の観点からも、やっぱりきちんと決められている基準が目安といえあるわけだから、そのとおりにのっとって進めるべきだなというようなことが会派みらいの考えであります。

○委員長（小西秀延君） 今日ではもし全会一致、またそれに近い形で進められればということ、先に会派ひかりのほうを本会議にかけるということで分けさせていただいているのですが、そこがどうしても一致しない場合はきちんと基準にしたほうがいいのかどうなのか、その辺について皆さんのご意見をいただければと思います。どうしても今のままですと慣例でやってきた流れでいくと7人でやってきたということもありますし、6人ではできないのかというご意見もあります。そこをきちんと合わせるのか、基準にするのかという話が出てきます。大きい人数の議会の場合だと、そんなに問題にならないのかもしれないのですが、小さくなってくると、どんどんそういうことが大きく見えますので、議論がちょっと難しいかなということになりますので、その辺も含めてご意見いただければと思います。

吉谷委員。

○委員（吉谷一孝君） 現状でいきますと、当会派が個人の事情によって一人欠員が出たと。これが次期また同じ定数 14 人ということになれば、また会派の人数が元に戻る可能性もありますし、先ほど言われた2人ずつの会派で7会派ということも考えられるのですが、ただそのところも踏まえた中で、ではそうなった場合にどうするかという、改正というか条文がなければ今みたいな状況がまた起こり得るということなのです。それこそ個人的な事情であったり、死亡であったり、いろんなことが想定されて、そういうときのために、ではそれをきちんと明文化して。それであれば私はそれに従ってやるべきだと思うのです。それがない以上いくら議論しても本人が辞めないと言った限りは任期まで務めることができるわけですから。だから前田委員がおっしゃられる比率という話であっても、やっぱりそこがちゃんと明文化されていなければ同じことが繰り返される可能性があるので、そこをきちんと明文化してやらなければ同じことが起こり得るということですし、先ほど局長が言われたように、では2人が一人になったときは、会派のていをはなしていないのでそのときには議会運営委員会から抜けるというのは今までもそうってきているので、そこは今回の話とは分けて考えるべきと感じています。そのところがきちんと整理されればいいのか。そこが整理されていない現状でこれ以上どうするのかといっても、前に進まないのかなと思うのですが。

○委員長（小西秀延君） 前田委員。

○委員（前田博之君） 意見出ていますけど、わかります。ただ、その今言われた部分でいくとまた話が元に戻ってしまう。そうではなくて人数が多くても、これでやろうとこのままやればいいんですよ。そしてここに、会派の比率、構成が変わったけどもそのまま残ると理由書いて付記するのか分からないけど。前回もその前も話しているけど、改選になったときにそれをやればよいと。今そのまま守ればいい話ではないですか。あと任期も少ないと言っているのだから。それでここでやったら今度、特別委員会も同じ会派構成になっているのです。では特別委員会も直るということだよ。悪いけどほかにもついてくるのです。ここだけの問題ではないのです。全部書いてあるのです。ではこっちも同じく議論されるのですか、またここで選ん

だら特別委員会ができたときは。4人の会派が3人だけで4人の会派の2人でいいのですか、それで。今いろいろ意見が出ていますけど、私は何もその屁理屈とかではないのです。ここに来たらなんでここに基準でちゃんとあって、当初からこの形でやってきているのに、今頃残る理由をつけなきゃいけないのかなと思うもので。これしたら今度今言った特別委員会のほうになってくるしね。7名とは書いていないのです。7名以内と書いているのですよ。そうすると今度人数の話だったら、現在14人の議員で会派が要るのかどうかということになってくるのです。この人数までやっちゃうと。単純な話ではないのです。誰が残るとか残らないとか、自分だっていつあるか分からないから。そうではなくて、私は原理、原則をみんなで決めた運営基準、運営のためのスムーズに効率的にするためにつくっているのですよ。先ほど及川委員もお話してましたけど。それに従えばいいと思うんだけど、なぜだめなのかね。それだけです。

○委員長（小西秀延君） 吉谷委員。

○委員（吉谷一孝君） 先ほどから言っているように、私はこのルールに従っていないわけではないですからね。私がルールに逸脱しているのだったら話は分かるのですが。ルールに逸脱していない以上そういう権利があるということだから。そのところがちゃんとできていないとお互い今同じことのやり取りなんです。別に意地張って辞めないとか、辞めたくなくて辞めないとかではなくて、あくまでもお互いルール、私が言っていることも間違いではないし、前田委員が言われていることも間違いではないんですよ。ただ、ルール上そうになっている以上、それを止めることはできません。これは私だけではなくて、ほかの人がそうなったときも同じことなのです。止めることはできません。だから、そのところの整理がなされていない今その議論をいくらしても変更しない限りは変わらないということをご理解いただきたい。

○委員長（小西秀延君） お互いルールから外れているということではないと思います。これまでルールにないものは慣例でやってきたのです。前田委員の意見は、慣例は覆しましょうと、ルールをしっかりとつくしましょうというご意見だと思いますので、そこをきちんと検討しない限りは答えが出ないと思います。慣例でやるのか、きちんとルール化するのかということでございますので、これまではきちんと議会運営委員会で整理がついて7人ということやってきたことを変えるのか、そこを規程化するのかということでございます。その辺で議論を深められれば。もう一度また時間を置いて、これは懸案事項ということにさせていただければと思います。ここで採決して決めることもできるのですけれども。

前田委員。

○委員（前田博之君） 吉谷委員の会派が誰かではないんだよ。辞任というのは前々回だったかな、事務局長も言ったけど私も知っているけど、あれは会派を抜けなさいって会派抜けて要件なくなって、議会運営委員の本人が辞めないと残ったのです。普通は運営基準に従ってその数字やってたんですよ。その人数で。そのときの話を持ち出したら非常に、皆さんもよく分かっていると思います。その人はいろいろあって居残って、会派からも言われたけど、だけど俺はと逆に居直ってどうしようもなく居ただけの話です。それはだから辞任云々の関係ではないのです。本来、普通であればすんなりこれでいくはずなのです。そして7人、7人って

7人以内です。6人だって各会派から出てるんだから意見調整できるのではないですか。ほかの会派ができて8人になったから遠慮してくれと言っているのではないのです。前日も7人以内であればいいと言っています。まして各会派から1人出てきているのだから、議会運営委員会としての機能は持てるのです。それをなぜこれにならないのか。また会派に持ち帰ってとはならないでしょう。だからやっぱりちゃんと整理をして一つずつやっていかないと崩しに既成事実で云々となってもいいのかということです。また出てくるよ。それ以上言いません。あとは正副議長で議会運営を解釈してもらうしかないな。だから私は、確たる理由があって、ここにちゃんと明記して、それで皆さんがいいよということならいいですけど、私は今及川委員も言ったように、この残り少ない任期だからとただやって、今度改選になったときにどういう構成になるか考えたほうがいいのではないですか。これも改選のときに会派で結成したときに皆さんが集まって人数決めるんだから。それ以上私は突っ張りません、そういうことです。

○委員長（小西秀延君） ほかにご意見がなければ、最後に副議長と議長からご意見をいただいて、もう一度再検討はしたいと思います。

氏家副議長お願いします。

○副議長（氏家裕治君） 前田委員の言われたその前例があるんですね。例えば、そのいろんな部分の前例、そして慣例の中で進めてきたところがありますから。もし今後こういった議論をすることが増えてくるようであれば、今議会中にこれからの対応策を議会運営基準に盛り込んでしっかり定めておくことが必要になるかもしれませんけれども、今まで慣例でやってきたものを今ここで覆す云々という話ではなくて、次回の改選期以降の議会運営委員会にちゃんと生かせるように。会派制を取っている以上はこういった問題が絶対出てくるわけですから、何年先かは分かりませんが定数の問題等々含めた中でもやっぱり付記すべきものは付記しておくということで、今はこのまま続けていくべきということでよろしいかなと思います。

○委員長（小西秀延君） 松田議長お願いします。

○議長（松田謙吾君） 会派のことで言うと、私は前田委員と同じ会派だから、前田委員の意見に賛同します。それから大事なことは、前回委員長は法律でどうのこうのとやっていたよね。法律というのは、このきちんと決まったことを守っていくこと、法律っていうんだけど。私は何もこんなに議論しなくても、決まっていたことをやればいいだけの話で、今まで決まっていたことを続けられればいいと思う。ここで何だかんだ言う前に。改めてつくることもないし、今まで決めていたことをやればいいだけではないかと思います。

○委員長（小西秀延君） それでは時を改めて、もう一度精査して皆さんと協議を重ねていきたいと思います。

松田議長。

○議長（松田謙吾君） もう一度協議を重ねると言うけど、任期はもう何か月もないのです。9月を過ぎたら議会運営委員会なんかやらないから、もう5か月しかないのです。だから今まで決めていたルールでやればいいだけではないかと思うけど。

○委員長（小西秀延君） それでは、そのように進めたいと思います。よろしくをお願いします。

次、3番目、議会運営基準の一部改正について、本間事務局長お願いいたします。

○事務局長（本間 力君） 3月会議からの関係で、ご指摘のありました代表質問の取扱いですけれども、議会運営基準の第6章、発言、第1節、発言及び発言通告の12番で、代表質問は現状では3月会議に行うこととなっておりますが、町長が新しくなったことできちんと今後の取扱いを整理すべきというご意見をいただきまして、今回議会運営基準の改正案を示させていただいております。別紙2をご確認ください。今回の改正の趣旨は大きく二つありますが、まず、「令和5年3月5日執行の町長選挙後の代表質問について、当選後から短期間であったことから直近の定例会3月会議では行わず、6月会議に行うことに決定した。そのため、町長が新しく当選した場合における代表質問の取扱い基準の整理」ということで、現状そのような流れで進んでおります。それから今回もう一つ、「及びこのたび新たな会派が設置されたことから、代表質問を行う際の発言順序について、議会運営基準の一部を改正するものである。」ということで、ひかり会派を追加するように改正を行うものでございます。

改正内容でございます。改正前を見ていただきますが、まず改正前の12番、「代表質問は、3月会議に行う。ただし、町長の任期満了等による選挙が行われ新しい町長が当選した場合は、当選後の直近の定例会月の会議で代表質問を行う。」もう一つが23番、「代表質問は、一般質問に先立って行うのを例とする。」改正前は、順番的に代表質問、一般質問、それから3月会議に行うということ、もう一つ言いますと6番、「代表質問及び一般質問は定例会月における本会議の再開の初めに行う。ただし、3月会議における代表質問及び一般質問は、町長の議案説明（施政方針説明）の後に行うのを例とする。」ということもありまして、これらを整理いたしました。改正後になりますけれども、新たに一つ追加しまして、改正前の6、12、23を組み替えています。6番として、「代表質問は3月会議に行い、一般質問に先立って行うのを例とする。」ということがまず一つ。もともとある6番を7番に置き換えて、文言は同じでございます。これは、町長の議案説明（施政方針説明）の後に代表・一般質問を行うということです。さらに、もともとある現行12番を繰り上げて8番にしまして、すでに代表質問は3月に行うというのは6番に入れていますので、「代表質問は、町長の任期満了等による選挙が行われ新しい町長が当選した場合は、当選後の直近の定例会月の会議で代表質問を行う。」ということは変わりませんが、その下にただし書を入れまして、「ただし、町長就任の日から直近の定例会月の日程が30日を満たない場合は、この限りでない。」今回、3月会議の日程を組むには1か月満たないので、今回の場合でいきますと、この文言を入れたことで、限定ではないということを踏まえて6月会議にしました。議会運営基準の取扱いは是正する形になりますけれども、これで整理できるかなということで文言を整理して改正案としました。

もう一つ、今回の改正案の内容としては、会派が増えましたので、13番に「⑥ひかり」を入れるという内容でございます。以下番号につきましては、2個繰下げ、1個繰下げというような整理をしております。それ以外については省略しているとおり文言は変えておりませんので現行の6、12、23番を6、7、8番に整理したという内容でございます。資料につきましては、朗読は省略しますが、流れ的にはこのようになります。

○委員長（小西秀延君） 運営基準の一部改正について、前田委員からのご指摘を受けて、また新たに会派も増えるということで、事務局にこのような整理をしていただきました。これについて質問等ございますか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） このように改正するということでよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） それでは、このように改正いたします。

続きまして、4、第5次議会改革の検討、（1）今後の進め方についてであります。前回、議長からも町長・議会議員同時選挙に向けての協議をということで、話がありました。これを協議していくかということで、各会派で協議をいただきましたので、そのご意見を今日聞いて進め方、また新たに皆さんとその点も含めて考えていくということで意見を出すところまで進めたいと思います。

公明党、長谷川委員。

○委員（長谷川かおり君） 公明党です。私どもは、前回は解散して一緒に選挙を行う方向で話を進めておりました。残念ながらそれはなりませんでしたが、やはり議会も町民の声を受けながら、財政の負担を軽減するなり、投票率を上げるということも視野に入れながら、また検討していく必要もあるのではないかとということとなりました。

○委員長（小西秀延君） 会派いぶき、吉谷委員。

○委員（吉谷一孝君） 会派いぶきです。今回発議ということで10名の議員から賛同をいただきました。町民からの陳情は議会運営委員会では全会派一致で採択された案件でありましたが、発議は会議において否決された案件であります。その案件を今議会で取り扱うというか、議論することが適切なのかどうかということです。今議会ではあくまでも10対4で否決された案件であります。それについてまた同じ議員構成で議論をする。まして出てきた内容については陳情・要望にあったように、経費の削減であったり、高齢者の足であったり、リンクする同じ内容のものであります。10名の賛同者がいる中で否決された案件についてまた議論が必要かどうかというのは、疑問に感じるところであります。うちの会派ではそのような話になりました。

○委員長（小西秀延君） 共産党、森委員。

○委員（森 哲也君） 私たちの会派でも、町長・町議会議員同時選挙に向けての議論は前回一度やって発議して否決されたということで、またこの同じメンバーで議論するよりは次期に議論したほうが良いという話になりました。議員報酬等についても、残り任期も少ないので継続協議ですが、この点についても次期のメンバーでやるべきだという話し合いをしています。

○委員長（小西秀延君） 続いて会派きずな、前田委員。

○委員（前田博之君） 同時選挙について私の会派は、議案審議は議案審議、結果は結果です。ただ同時選挙に向かつては、これは経費云々ではなくて選挙というのは民主主義が原則ですから、それが一番いい方法、これは町長も関連してきます。本当にいい方向を議論できるのなら私はしてもいいと思います。それと前回も言ったように、お金が云々ではなくて投票率を上げ

る、あるいは議会に関心を持ってもらう。これは大きな問題だけど、今お年寄りが歩けないので、やっぱり投票率を上げるために上士幌町みたいに身近に投票できるような行動できる選挙、投票できる体制的なものを、お金をかけてでもつくりとか、そういうものについてやはり民主主義の原則でみんなが選挙に参加できるような体制というのは、議員としても議会としてもこれは使命だと思いますので、私はやるべきだと思います。それとなり手不足で議員報酬等がありましたけど、うちの会派は本当にやるなら、定数とリンクするという意味ではなくて、定数は定数、報酬は報酬。今定数についてはかなり人口が減ってきていますから、それも見合っ一緒にやるならやる。もう先送りしないで今回ちゃんと議論して時間的に間に合うなら精力的に結果は別で議論してもいいのではないかなというような考え方です。

○委員長（小西秀延君） 会派みらい、及川委員お願いします。

○委員（及川 保君） 会派みらいです。このたびの陳情に対する意見もちろはら出ていたけれども、私たちはそういう意味合いで言っているわけではなくて、基本的には当然同時選挙はやるべきだという基本的な考えであります。今回議会運営委員会に諮っている今議会で次期のそういった方向を目指して検討すべきだということですが、私は次期の構成の中でしっかりと議論して、町民の求める方向にぜひ持っていくべきだという考えであります。

○委員長（小西秀延君） 会派ひかり、佐藤委員お願いします。

○委員外議員（佐藤雄大君） 会派ひかり、佐藤です。会派として同時選挙に賛成なことは前回同様変わらないのですが、議論をしても同じ結果になるのではないかなと思っております。ただ、関心の向上とか、投票率の向上という部分はしっかり議論していかないといけないと思っております。報酬については、次期ではなく今期にある程度結論づけたほうが、結局また次期になればその次に上げる上げないということになってくると思うので、これはもうずっと継続審議されてきたことなので、早急に取り組んだほうがいいのではないかなと思っております。

○委員長（小西秀延君） 及川委員。

○委員（及川 保君） 及川です。報酬の部分もここで意見述べてよかったのですか。

○委員長（小西秀延君） 前回の議会運営委員会では、同時選挙のことについて話した中で時間がありましたら報酬も話し合ってくださいと資料を出していましたので、今回は参考ということでしょうかっていました。

及川委員。

○委員（及川 保君） 失礼しました。前回所用のために代理で出席してもらったものだから中身をつかめていなかったです。報酬の部分も会派で検討はしたのだけど、その発表はまた別でも構わないですね。

○委員長（小西秀延君） 検討はまた別にしていきます。引き継ぐということになるかもしれませんが、今意見出しをしている段階でございますので、この前の参考資料を見てどうだったかということでございます。

及川委員。

○委員（及川 保君） 私どもの会派は、第5次議会改革のスタートの段階から一貫して報酬

を増額すべきだと主張してきました。この4年近くの間になかなかその議論が煮詰まらない状況で、頓挫するのかなと思っていたのですが、この報酬の議論というのはずっと長く続いて、この議会運営委員会でも再三申し上げているように何回も見送ってきたわけです。ただ近年我がまちの議員選挙では無投票になりかけたとか、そういう事例も実はあるわけです。そういった意味では、将来といいますか、今後厳しい状況になるのかなという危惧を持っております。さらに、今年の統一地方選挙、道内100町村の議員選挙の中で48町村、約半数の町村が無投票でした。その48町村のうちの11町村が定数割れだという結果が出されております。このように担い手不足がこれからより深刻化していくだろうと、こういう状況が非常に危惧されるわけです。地方議員の魅力のなさといいますか、そういったことも要因の一つではあるのでしょうか、この地方議員の処遇の面がずっと昔から大きく変わっていないのです。ほとんど改善されてこなかったことも一つの要因ではないかと、私たち会派では議論しました。地方議員というのは、働きながら、兼職での議員活動を認められているのですが、裏を返せば働きながら議会活動をしなさいと言われていたことと一緒です。議会活動や議員活動、さらに一議員としてその生活もしないといけません。地方議員にはそういった非常に厳しい現実があるわけです。当然、議員活動が優先されるわけですが、兼職のほうは後回しにせざるを得ないと。要はその報酬を抑えるが、議員の生活の部分については全く考慮されていないというのが現実であって、その結果、立候補できる者は企業の社長や団体役員、事業主。あるいは公務員や教員の定年を迎えた方々が立候補されているように、現実には我がまちにも多々あるわけですね。そういう意味では、まちづくりに挑戦しようとする者はより狭められてしまうという現実が、担い手不足に非常に影響しているのではないかと議論しました。会派みらいは白老町議会として旧来の考え方を見直して、独自の報酬基準を早急に確立して、増額に向けて検討すべきだという結論に至りました。

そして定数削減の問題、これからまだまだ人口減少が進むでしょう。議員定数の部分を今回の報酬にリンクして進めるという考えではありませんけれども、いずれにしても近い将来議員定数も削減の方向で進めるべきだなというような検討をいたしました。

○委員長（小西秀延君） 各会派から意見を賜りました。もう一度今後の進め方を委員長、副委員長で検討いたしまして、提示したいと思います。

前田委員。

○委員（前田博之君） 今日各会派の意見を聞きましたが、その前に委員長と議長と話をして、議長もどう進めるかということはある程度骨格でも整理をして、それを基になっていたんだけど、最終的には議長の諮問とか議会運営委員会が決める話ではないですから。議論するのは当然ですけど、その辺の部分は整理されて委員長言っていないから。議長とちゃんと話して正副議長がどういう方向にあるかということを含んで議論しないと。反対の方向に結論出たって困る話だから、それをちゃんと整理して次回持ってきてください。正副委員長だけでなく。

○委員長（小西秀延君） 調整して、また皆さんからご意見を賜りたいと思います。

5、その他、本間事務局長お願いいたします。

○事務局長（本間 力君） 5、その他の（1）新型コロナウイルス感染症の5類感染症への移行に係る取扱いについてということで、ご承知のとおり8日から5類に変わっておりまして、5月2日付の町の新型コロナウイルス対策室の文章になりますけれども、参考までに添付しております。議会におきましては、3月会議の段階でマスクの着用は自主判断とさせていただいておりますので、改めてそこを変更するつもりはございません。町側もそういったことで自主判断。ただ、ここに記載しているとおり、窓口等の対応、またはちょっと体調不良等がある場合のマスク着用の条件はあるのですが、改めましてそのような対応をご承知おき願いたいと思います。それから執務室の仕切り等の取扱いですが、ビニールの簡易式のものにつきましては、すでに職場内撤去しておりますが、議事堂含めて固定の仕切りにつきましては、交付金を活用している関係上、その取扱いを踏まえて、撤去費用もかかりますので当面は引き続き設置です。今後町側と整理をして時期を見て撤去する予定で検討を進めてまいります。

（2）次回の開催予定です。今日の議会改革の関係で委員長、副委員長とも調整し時期が見込めれば5月中に再度議会運営委員会を開催したいと思っております。②に6月9日金曜日、代表・一般質問と記載しておりますが、その前に6月2日金曜日の10時から本会議初日がございますので、6月2日金曜日の9時30分から議会運営委員会を開催します。以上が開催予定になりますので、ご承知願います。

○委員長（小西秀延君） 5番、その他2件ございますが、質問はございますでしょうか。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○委員長（小西秀延君） ではそのように進めさせていただきます。ほかにその他お持ちの方。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

◎閉会の宣告

○委員長（小西秀延君） 以上をもちまして、議会運営会を閉会いたします。

（午後 3時43分）